

島根県立大学出雲キャンパス同窓会会則 新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">第4章 役員</p> <p>(役員)</p> <p>第7条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 2名</p> <p>(3) 理事 10名以内</p> <p>(4) 監事 2名</p> <p>2 会長、副会長及び監事は、理事会において、理事の中から選出する。</p> <p>3 理事は、立候補とし、総会をもって承認する。</p> <p><u>4 立候補がない場合は、理事会で候補者を選定し、総会をもって承認する。</u></p> <p><u>5</u> 役員任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p><u>6</u> 会長及び副会長に1任期にそれぞれ3万円を支給する。</p> <p>(総会)</p> <p>第10条 定例総会は、<u>1</u>年に1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。</p> <p><u>2 定例総会に欠席した者は審議議案を承認したとみなす。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 役員</p> <p>(役員)</p> <p>第7条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 2名</p> <p>(3) 理事 10名以内</p> <p>(4) 監事 2名</p> <p>2 会長、副会長及び監事は、理事会において、理事の中から選出する。</p> <p>3 理事は、立候補とし、総会をもって承認する。</p> <p><u>4</u> 役員任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p><u>5</u> 会長及び副会長に1任期にそれぞれ3万円を支給する。</p> <p>(総会)</p> <p>第10条 定例総会は、<u>3</u>年に1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。</p>

島根県立大学出雲キャンパス同窓会会則（案）

2010年3月改訂

2016年1月改訂

2018年4月改訂

2023年4月改訂

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、島根県立大学出雲キャンパス同窓会（愛称：つわぶき同窓会）と称する。

（目的）

第2条 本会は、会員相互の親睦と向上を図るとともに、島根県立大学出雲キャンパスの発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会報の作成及び会員名簿の管理
- (2) 親睦会、講演会及び研修会等の開催
- (3) 島根県立大学出雲キャンパスの後援
- (4) その他必要な事業

（事務局）

第4条 本会の事務局は、島根県立大学出雲キャンパス内に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 島根県立大学卒業生、島根県立大学大学院修了生及び理事会の承認を得た者
- (2) 準会員 島根県立大学在学学生及び島根県立大学大学院在学学生
- (3) 客員会員 島根県立大学現旧教職員

2 準会員は、島根県立大学を卒業したときには正会員になるものとする。

第3章 代議員

（代議員）

第6条 学科等の卒業年度毎に当該学年の事務連絡役を担う代議員を置くことができる。

2 代議員は理事会で発言権を有するが、議決権は有さない。

第4章 役員

（役員）

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 10名以内
- (4) 監事 2名

2 会長、副会長及び監事は、理事会において、理事の中から選出する。

3 理事は、立候補とし、総会をもって承認する。

4 立候補がない場合は、理事会で候補者を選定し、総会をもって承認する。

5 役員は任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

6 会長及び副会長に1任期にそれぞれ3万円を支給する。

（役員職務）

第8条 会長は、本会を統括し、総会及び理事会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これに代わってその職務を行う。

3 理事は、会務を審議決定し、本会の事業を企画執行する。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

第5章 会議

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、理事会とし、会長が招集する。

(総会)

第10条 定例総会は、1年に1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

2 定例総会に欠席したものは審議議案を承認したとみなす。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 会員の入会及び退会の承認
- (3) 予算の決定及び決算の承認
- (4) 役員を選出
- (5) 規約の制定及び改廃
- (6) その他重要事項

3 理事会は会長が必要と認めるとき、又は理事会構成員の3分の1以上の者から会議の目的を示して要求があったとき、会長が招集する。

4 理事会は構成員の5分の3以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、あらかじめ書面をもって意思を表示した者は、出席者とみなす。

5 理事会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決する。

6 代議員は各学年の事務取りまとめを代表する者であって、理事会において発言権を有するが、議決権は有さない。

7 理事会に要する理事の旅費は別表により本会が負担する。

第6章 部会

第12条 理事会が必要と認めるときは、当会の実施する事業毎に部会を置くことができる。

2 部会長は会長が理事の中から指名する。

第7章 会計

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会費等)

第14条 会費は5,000円とし、入学時に納入するものとする。

2 入学時に会費を納入しなかった者は、在学中あるいは卒業後に納入するものとする。

3 会員が退会する場合でも、既に納入した会費は、これを返還しない。

4 準会員が退学する場合は、退学に伴い申請があった場合に限り、会費を返還する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(別表1) 理事会に要する理事の旅費支給

居住地	支給旅費
出雲市内	1,000円
島根県東部及び大田市内(出雲市を除く)	2,000円
島根県西部(大田市内を除く)及び米子市内	3,000円
島根県外(米子市内を除く)	5,000円